平成16年 6月 策定 平成19年 変更 6月 平成22年 5月 変更 平成24年12月 変更 平成26年 9月 変更 3年 3月 変更 変更 令和 5年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本構想

令和5年9月

東 員 町

東員町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想目次

目 的		•	•	•	•	•	1
第1章	基本構想	•				•	2
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	•	•	•	•	•	2
1	意欲ある農業経営体の育成・確保	•	•	•	•	•	2
2	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成	•	•	•	•	•	2
3	効率的かつ安定的な土地利用体制の確立	•	•	•	•	•	2
4	経営の高度化への対応	•	•	•	•	•	3
	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	•	•	•	•	•	3
第3	第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	•	•	•	•	•	7
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に 関する目標及びその他農用地の利用関係の改善に関する目標	•	•	•	•	•	7
1	対率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積						7
_	一	•	•	•	•	•	1
	に関する事項 (1) 土地利用体制の確立						7
	(2) 農業経営シェア		_			•	7
2	農用地の利用関係の改善に関する事項	•	•	•	•	•	7
2	展用地の利用関係の以音に関する事項	·	•	·	·	·	1
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項						8
1	農業経営改善計画に関する事項	•	•			•	8
2	青年等就農計画に関する事項						8
3	第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地	•	•			•	9
	域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する 事項						
	(1) 協議の場の設置方法・参加者・相談窓口等						ç
	(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準						g
	(3)地域計画の策定の進め方						9
	(4) その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	•					9
4						•	9
_	域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項						J
	(1) 農用地利用改善事業の実施の促進		•			•	g
	(2) 区域の基準		•			•	9
	(3) 農用地利用改善事業の内容		•			•	9
	(4) 農用地利用規程の内容		•			•	9
	(5) 農用地利用規程の認定		•			•	1 0
	(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定	•					1 0
	(7) 農用地利用改善団体又は特定農業団体の勧奨等						1 1
	(8) 農用地利用改善事業の指導・援助						1 1
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を						1 1
_	受けて行う農作業の実施の促進に関する事項						

	(1) 農作業の受委託の促進	•	•	•	•	•	1 1
	(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等	•	•	•	•	•	1 1
6 பூ	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促 進に関する事項	•	•	•	•	•	1 1
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	•	•	•	•	•	1 2
	(1) 関連施策の推進	•	•	•	•	•	1 2
	(2) その他	•	•	•	•	•	1 2
第5	農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	•	•	•	•	•	1 2
第6	その他	•	•	•	•	•	1 2
第2章	推進活動の展開方向	•	•	•	•	•	1 3
第 1	推進体制	•	•	•	•	•	13
tota -							
第 2	活動展開方向	•	•	•	•	•	1 3
签 0	7. 0.1h						1.0
第3	その他	•	•	•	•	•	1 3

目的

東員町は、稲作を基幹作物として麦あと大豆等多様な農業が展開されている。

しかし、近年においては、高齢化や後継者不足などにより主業農家数が年々減少しており、効率的かつ安定的な農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等の育成と土地利用の推進が大きな課題となっている。

項目	平成 17 年	22 年	27 年	令和 2年	備考
①農業経営体数	466 戸	360 戸	238 戸	135 戸	三重県 18,804 戸 (令和 2 年)
②基幹的農業従事者の 高齢化率	85.0%	83.3%	85. 7%	75. 7%	三重県 81.1% (令和 2 年)
③認定農業者数	_	21 人	28 人	30 人	三重県 2,152 人 (令和 2 年)

- ① 農林業センサス「1農林業経営体-ア農林業経営体数- (1)調査客体数」から引用
- ② 農林業センサス「4個人経営体-ク世帯員の状況- (6) 年齢階層別の基幹的農業従事者数」から算出 (高齢化率:全体のうち65歳以上の者の割合)
- ③ 東員町産業課資料「認定農業者一覧」から引用

こうした実態を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担えるような農業構造を確立し、今後とも農業・農村の健全な発展を図るため、次のことを内容とする基本構想を策定する。

- ① 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体の目標
- ② 目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等の経営規模の拡大や経営管理の合理化などを促進するための方策
- ③ 効率的かつ安定的な土地利用体制の確立など農業経営基盤の強化を促進するための方策

なお、本基本構想は、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号以下「法」という。) 第6条に基づくものであり、目標は令和2年度から概ね10年間を見通して定めるものとし、概ね 5年ごとに見直すこととしている。

第1章 基本構想

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

今後とも、農業・農村の健全な発展と農地を始めとする土地の保全と有効利用を図るため、農業者、 農業団体をはじめ、関係者の創造的、積極的な取組の下に次の事項を基本として、効率的かつ安定的 な農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する。

1 意欲ある農業経営体の育成・確保

経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取組により、高度な技術と優れた経営感覚を有する効率的かつ安定的な農業経営体の育成を主体に、女性を含む家族農業経営体の確保・育成並びに法人化を含めた組織化を推進する。

具体的には、農業経営において他産業と均衡する年間労働時間(主たる従事者1人あたりの年間総労働時間1,800時間程度。休日が年間平均週休において2日となる水準)の水準を達成しつつ、地域の他産業と均衡する生活を営むことのできるような年間農業所得(1農家あたり(主たる農業従事者1人あたり)400万円程度)の確保が可能な効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

また、農業経営を他産業と均衡する魅力ある職業とすることにより、農業後継者の確保を図るとともに、農業技術や農業経営を実地に習得するための研修実施などにより新規就農者を含めた農業後継者の育成を図る。

さらに、生産組織については、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する母体として重要な役割を有すると同時に、農地所有適格法人(農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ)への経営発展母体として重要な位置付づけを持っており、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、これらの経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化を図る。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成

効率的かつ安定的な農業経営体の概ね2分の1の所得を目標に、農業経営開始から5年後には、年間労働時間(主たる従事者1人あたり1, 800~2, 000時間)、年間農業所得(主たる従事者1人あたり250万円)を目標として、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成とその定着を図る。

新規就農者数目標 ※50歳未満

1人/年

3 効率的かつ安定的な土地利用体制の確立

地域の実情に応じた土地利用調整方法のもと、作付け・作業体系や補完作業の分担方式などが 調整された地域的土地利用を推進し、大規模な経営による効率的な農業の展開を可能とする土地 利用体制を確立する。

具体的には、集落段階等地域における作付けや作業体系などの営農計画の樹立を促進するとともに、育成・確保すべき意欲ある農業経営体と兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家等との道水路等地域資源の維持管理や補完労働力の提供等の役割分担を明確にする。

また、これら農家が連携・協力していく体制のもと、東員町、東員町農業委員会(以下「農業委員会」という。)、農地中間管理機構((公財)三重県農林水産支援センター)及び農地利用改善団体(農業経営基盤強化促進法第23条の認定を受けた農用地利用規程に従い農地利用改善事業を実施する団体をいう。以下同じ。)等の主体的な取組により、利用権の設定等の促進及び農作業受委託の積極的な促進を図り、意欲ある農業経営体への農地の利用集積を推進する。特に、農地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業や特例事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して円滑な農地の面的集積を推進する。

さらに、各経営体の実態に応じ、主力作物と併せた複合経営への発展を促進することで、農業 経営の向上とともに効率的な農地利用を推進する。

4 経営の高度化への対応

農地の利用集積への取組による規模拡大での効率化、生産の安定とともに、年間労働の適正配 分や経営の高度化を図るため、水稲単作経営からの転換や収益性の高い作物の導入などの複合経 営や多様な販売手法の活用、生産者が加工、販売などを経営に取り入れた6次産業化を促進する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

土地の効率的利用体制の確立などにより、面的にまとまった農地の利用集積を受けるなど、効率的な経営展開を可能とする環境を整備し、高度な技術と優れた経営感覚を有する効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成を図る。

これらの農業経営体については、地域の自然的、社会的、経営条件や、集落構造などを踏まえ、家族経営を中心とした個別経営、複数の意欲ある農業経営体や意欲ある農業経営体を核とした複数農家による組織経営、また、流通、加工を視野に入れた経営の複合化、多角化など地域の実情に即した農業経営を推進する。

さらに、農業経営体が自ら行う6次産業化や、農業経営体以外の者の協力を得て農産物を有効に活用して行う農商工連携による農産加工を推進する。

営農類型毎の指標(5指標)

(個別経営)

(A) 効率的かつ安定的な農業経営

経営類型	経営規模・内容	労働力労働時間	所得	育成目標
主穀中心 経営 A	水稲 10ha 麦 5ha 大豆 2ha 作業受託 5ha	経営主体 1人 1,800~2,000時間 家族労働力 2人 1,000時間×2	主たる従事者 1人当たり 400~500万円 家族経営 500 ~800万円	20戸
4 7 + +				

生産方式

- ・ 農地の面的集積による作業効率の向上
- ・ 品種作型分散による経営面積の拡大と水田の高度利用による麦大豆体系の確立
- ・ 緩効性肥料の利用による追肥省力化
- ・ 大型機械の導入による作業能率向上

経営管理の方法

- ・ 複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。
- 法人化等の推進

農業従事の態様

- ・ 休日制の導入による就業ルールの明確化
- ・ 作業改善による安全性の向上
- ・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮

(B) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

経営類型	経営規模・内容	労働力労働時間	所得
主穀中心 経営 A	水稲 6.5ha 麦 8ha 大豆 8ha	経営主体 1人 1,800~2,000時間 家族労働力 2人 1,000時間×2	250 万円 家族経営 250 ~500 万円

生産方式

- ・ 農地の面的集積による作業効率の向上
- ・ 品種作型分散による経営面積の拡大と水田の高度利用による麦大豆体系の確立
- ・ 緩効性肥料の利用による追肥省力化

経営管理の方法

複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。

農業従事の態様

- ・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮
- ・ 設備投資額を抑えるため中古機械等の導入

(個別経営)

(A) 効率的かつ安定的な農業経営

経営類型	経営規模・内容	労働力労働時間	所得	育成目標
主穀中心 経営 B	水稲 10ha 麦 5ha 作業受託 3ha 露地野菜 1ha	経営主体 1人 1,800時間 家族労働力 2人 1,000時間×2	400 万円	7戸

生産方式

- ・ 農地の面的集積による作業効率の向上
- ・ 品種作型分散による経営面積の拡大
- ・ 緩効性肥料の利用による追肥省力化
- ・ 大型機械の導入による作業能率向上

経営管理の方法

- ・ 複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。
- ・ 法人化等の推進

農業従事の態様

- ・ 休日制の導入による就業ルールの明確化
- ・ 作業改善による安全性の向上
- ・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮

(個別経営)

(A) 効率的かつ安定的な農業経営

経営類型	経営規模・内容	労働力労働時間	所得	育成目標
施設イチゴ イチジク 中心経営	イチゴ 0.3ha イチジク 0.3ha	経営主体 1人 1,800時間 家族労働力2人 1,000時間×2	400 万円	1戸

生産方式

- ・ 高設ベンチ等の利用による省力化
- ・ 優良大果品種の導入による作業の省力化及び経営面積拡大
- ・ 暖房機の導入による安定生産
- ・ イチジクの保温栽培による作期前進化

経営管理の方法

- 複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。
- ・ 品目の組み合わせによる収益向上

農業従事の態様

- ・ 休日制の導入による就業ルールの明確化
- ・ 作業改善による安全性の向上
- ・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮

(B) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営

経営類型	経営規模・内容	労働力労働時間	所得
施設イチゴ 中心経営	イチゴ 0.15ha	経営主体 1人 1,800時間 家族労働力 2人 1,000時間×2	300 万円
生産方式			

・ 高設ベンチ等の利用による省力化

・ 暖房機の導入による安定生産

経営管理の方法

・ 複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。

農業従事の態様

・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮

(個別経営)

(A) 効率的かつ安定的な農業経営

経営類型	経営規模・内容		労働力労働時間	所得	育成目標
花壇苗等 中心経営	パンジー等	0. 3ha	経営主体 1人 1,500時間 家族労働力 2人 750時間×2	400 万円	1戸

生産方式

- ・ 花壇苗等をプラグトレイで行い省力化生産を行う。播種機、育苗施設の導入
- ・ 花壇苗等の種類について消費者のニーズにあった選定を行う。
- ・ 省力化機械の導入 (ポッティングマシーン等)
- ・ 周期的な栽培方式の確立

経営管理の方法

- ・ 複式簿記の記帳による経営管理の向上
- · 販売管理技術習得

農業従事の態様

- 直接販売の促進
- ・ 臨時雇用の導入による休日の確保

(組織経営体)

(A) 効率的かつ安定的な農業経営

経営類型	経営規模・内容		労働力労働時間	所得	育成目標
主穀中心 経営 A	麦 12 大豆 2	5ha 2ha 2ha 5ha	主たる従事者 4 人 1,800 時間×4	主たる従事者 1 人あたり 400 万円	3組織

生産方式

- ・ 農地の面的集積による作業効率の向上
- ・ 品種作型分散による経営面積の拡大と水田の高度利用による麦大豆体系の確立
- ・ 緩効性肥料の利用による追肥省力化
- ・ 大型機械の導入による作業能率向上

経営管理の方法

- ・ 複式簿記記帳、経営管理、経営分析を行う。
- 法人化等の推進

農業従事の態様

- ・ 休日制の導入による就業ルールの明確化
- ・ 作業改善による安全性の向上
- ・ 省力化技術の導入による労働時間の短縮
- 社会保険等の加入

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

第1に掲げる基本的な方向に沿った目指すべき農業経営体の確保・育成に向け、三重北農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)や桑名地域農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)、 県農業経営・就農支援センター((公財) 三重県農林水産支援センター、以下「就農支援センター」という。)等の関係機関が連携し、就農から定着・経営発展までのサポートを一貫して行うものとする。 新たに就農しようとする者に対して、本町産業課・農業協同組合・普及センター・就農支援センターを中心に面談や現地指導を行い、効率的かつ安定的な農業経営ができるよう支援を行う。また、効率的な土地利用体制の促進や経営診断、先進的な技術の導入を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示を行い、担い手となる農業経営体の確保・育成を推進する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及びその他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項 農用地利用改善団体等の活動強化や地域の実情に応じた土地利用調整の充実を図り、効率的かつ安定的な農業の展開を可能とする地域的土地利用を確立するとともに、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るものとする。

(1) 土地利用体制の確立

地域的土地利用の確立のため、集落の単位を基礎とし、育成すべき意欲ある農業経営体、 土地利用のあり方や各面での役割分担などについての明確化を図り、地域関係者の意向が反 映した地域営農ビジョンづくりと、その実現に資するための地域マネジメント機能の強化を 促進する。

具体的には、第2の効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積を図るために必要な次の組織を育成する。

① 農地の効率的な土地利用集積を図るために必要な経営体の育成目標

経営体区分	育 成 目 標
意欲ある農業経営	集落における農地利用の話合いのもと、個別の大規模農家に
体依存型	対する農地の集積を促進し育成する。
	集落における農地利用の話合いのもと、集落営農における役
組織経営体	割を明確にし、組織体制の強化、経営管理能力の向上、水田利
	用調整を促進し育成する。

② 効率的かつ安定的な農業経営体への面的集積についての目標

法第19条第1項に定める地域計画の作成や農地中間管理事業等の活用を図り、効率的かつ安定的な農業経営体における農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(2) 農業経営シェア

第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営体が、地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標は次のとおりとする。

地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

地域	農用地の利用に占める面積シェア
町全体	90%

2 農地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農地の利用の集積に関する目標等を達成するため、農業委員会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農地の利用集積の対象者(農用地の引受け手)の状況等に応じ、地

域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた 効率的かつ安定的な農業経営体への農地の利用集積の取組を促進する。その際、町は、関係機関 及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をは じめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに利用集積の進捗状況等を把握・検証し、 必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うものとする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

東員町は、第1及び第4に掲げる目標を実現するため、

- ア 効率的かつ安定的な農業経営体の育成
- イ 大規模な経営による効率的な農業の展開を可能とする地域的土地利用体制の確立を基本と し、関係者、関係団体の協力を得て次に掲げる事項に留意し、農業経営基盤促進事業(地域 計画推進事業・農用地利用改善事業)として、次に掲げる事業に取り組む。
- ① 地域計画推進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 農業経営改善計画に関する事項

法第12条に基づく農業経営改善計画認定制度については、第2に掲げる指標に沿った効率的かつ安定的な農業経営体の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の行う農用地の利用関係の調整による認定農業者への集積をはじめとして、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めるものとし、東員町が主体となって、関係者、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

また、東員町、農業委員会及び農業協同組合は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者の要請に応じて、農業経営改善計画の作成について、必要な協力を積極的に行うこととする。

さらに、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」 という。)の経営改善に資するために、次に掲げる研修の実施や体制の整備等に努めることとする。

- ① 経営管理能力の向上、先進技術の導入、福利厚生面の充実など魅力とやりがいのある農業 経営の実現に向けての各種研修や指導相談活動を実施するとともに、経営の熟度等に配慮し、 必要に応じ法人化に向けた設立運営指導支援を実施する。
- ② 経営改善を側面的に支援する農作業等労働補完システムや農協等による各種農業・事業サービス等地域にマッチした意欲ある農業経営体支援体制を整備する。
- ③ 経営改善計画期間の満了を控えた認定農業者に対する経営の一層の高度化に向けたフォローアップ活動の充実を図る。

2 青年等就農計画に関する事項

独立自営で新たに農業経営を営む青年等と、法人就農や親元就農による新規就農者の確保目標を達成するため、法第14条の4に基づく青年等就農計画認定制度の周知徹底及び活用推進を図るとともに、以下の取組を行う。

- ① 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組 就農希望者に対しては、関係機関・団体が連携して窓口を設置し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。
- ② 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

就農の意思が明確になった者に対しては、栽培技術の習得及び農地・住居の取得や地域における信頼関係の構築への支援等を、関係機関・団体が連携を図りながら進める。加えて、「地域計画」における農業を担う者としての位置付けや、国の新規就農者育成総合対策及び青年等就農資金の活用、普及センターによる重点指導など、安定的な経営体への成長に向け

て積極的な支援を行う。

③ 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導を行う。さらに、当該農業者が青年等就農計画期間の満了時に農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

- 3 法第18条第1項の協議の場の設置方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- (1) 協議の場の設置方法・参加者・相談窓口等
 - ① 開催にあたり、書面または電子メール等による通知を行うものとし、参加者は、地域計画の区域内に存する認定農業者・認定新規就農者・農業委員会・土地改良区の代表者・農家組合長または自治会長・三重北農業協同組合の代表者・普及センターの代表者によって構成するものとする。
 - ② 協議すべき事項は、農用地の集積・集約化の方針、地域農業の将来の在り方、その他地域 農業の振興に資することとする。
 - ③ 地域計画に関する相談に関して、随時、産業課で受け付けるものとする。
- (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

本町の全農地を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。地域計画の作成にあたっては、川北地区(神田・稲部)と川南地区(三和)の2つの区域とする。

(3) 地域計画の策定の進め方

協議の場の結果を踏まえた目標地図を作成した上で地域計画を策定する。なお、策定後は、適 宜、協議の場を開催し、関係機関と連携のもと、地域計画の進捗管理・変更・修正を行うものと する。

(4) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を通じて農 用地等について利用権の設定等を行う。ただし、移行期間中は旧基本構想に基づき実施する。

- 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
 - (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

東員町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域(1~2集落)とするものとする。

ただし、特別な事情により集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用の支障のない限り、地区の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

- (4) 農用地利用規程の内容
 - ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程については、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

- イ 農用地利用改善事業の実施区域
- ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
- エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
- オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
- カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。
- (5) 農用地利用規程の認定
 - ① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は 規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様 式第6-1号の認定申請書を東員町に提出して、農用地利用規程について東員町の認定を 受けることができる。
 - ② 東員町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
 - ③ 東員町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を東員町 の掲示板への掲示により公告する。
 - ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。
- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定
 - ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について、農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。(以下「特定農業団体」という。))を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
 - ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関 する事項
 - ③ 東員町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について (5) の①の認 定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が (5) の②に掲げる要件のほか、 次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積 をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を 行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用 権の設定等若しくは農作業の委託を受けることが確実であると認められること、又は特定

農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
 - ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
 - ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
 - ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導・援助
 - ① 東員町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に 努める。
 - ② 東員町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、相互の連携を図りつつこれらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。
- 5 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の 促進に関する事項
 - (1) 農作業の受委託の促進

東員町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普 及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域計画推進事業と一体的に推進する、地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受 委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 東員町は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の 複雑化に対応した高い技術を有する人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、 先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修 等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、農業ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

- 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項
 - (1) 関連施策の推進
 - ① 東員町は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。
 - ② 東員町は、農業基盤整備事業、農業近代化施設整備事業その他の助成事業については、農業経営基盤強化促進事業の実施を助長することを旨として実施するものとする。
 - ③ ①及び②のほか、東員町は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化促進事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。
 - (2) その他
 - ① 農用地の利用率の向上 東員町は、不作付地等低利用農地の利用率の向上を図るため、農業委員会、農業協同組合、 農地中間管理機構その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の指導 等を積極的に推進するものとする。
 - ② 農産物の流通の改善 東員町は、生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、品質の統一、計画出荷等流通改善のための必要な施策を総合的に講ずるものとする。

第5 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

- 1 農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25 年法律第101号)第4条の規定により三重県農地中間管理機構に指定された支援センターは、農業経営の規模拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、県の区域を事業実施区域として農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行う。
 - 1 農地売買等事業
 - 2 研修等事業
- 2 支援センターが特例事業を行うに当たっては、以下の点に留意して行うものとする。
 - 1 農地売買等事業は、ほ場の分散保有を解消しつつ、農業経営の規模を拡大し、農作業の効率化を図る等効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するよう実施するものとする。
 - 2 研修等事業は、普及センター、農業大学校、県農業会議、県農業協同組合中央会等の関係機関、 団体及び地域の農業事情等に精通した農業者等との連携を図りつつ新規就農希望者(農業後継 者を含む)及び新たな分野の農業をはじめようとする農業者に対する研修その他の事業を行う ものとする。

特例事業の対象者は、認定農業者を優先するものとし、認定農業者の農業経営改善計画の達成に寄与するよう実施するものとする。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

第2章 推進活動の展開方法

第1 推進体制

東員町は、基本構想を柱とした地域農業再編の推進主体として、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体の育成を図るため、経営管理能力の向上、農地の利用集積、とりわけ面的集積を推進するための政策支援を重点的に行う。地域ぐるみの効率的土地利用体制の確立を図る方策として、以下のように、効果的、総合的に展開していくとともに、環境に配慮した方策を推進していく。

- 1 東員町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に即した、農業経営改善計画、青年等就 農計画の認定制度を積極的に活用し、地域ぐるみで取り組む。
- 2 経営感覚に優れた経営体の育成を図るため、複式簿記記帳(パソコン導入)、青色申告、休日制・ 給料制の導入等の経営改善措置を支援する体制を強化する。
- 3 農作業受託料の適正化、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進等、集落を単位とする出し 手農家の意向をとりまとめ、流動化農地の掘り起こしを行い、意欲ある農業経営体への農地の集 積を進める。
- 4 「潤い」と「やすらぎ」のある空間づくりとして、地域住民が誇りを持って住める地域づくりを進めるため、生産性向上に果たす役割との調和を図りつつ美しい村づくりの推進についても、取組を強化する。

以上のように地域的に推進していくためには、東員町は、農業委員会、普及センター、農業協同組合、土地改良区、東員町地域農業再生協議会、農地中間管理機構等の関係機関及び関係団体と連携し、効率的かつ安定的な経営体の育成及び農用地利用の集積を強力に推進する。それぞれが自らの役割を十分に発揮することが重要であり、東員町におけるその中心的役割を担うべきである。

また、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な経営体を育成するための取組としては、関係機関の実 務担当者による指導班を設置し、適切な指導助言を行うとともに、その活動を支援する。

なお、最後に、大規模な水稲作などを担う基幹的経営体とは別に、女性、高齢者等小規模な生きがい農業を行う途を開くことにより、集落内における人的及び面的な役割分担を明確にし、地域においてそれぞれの立場から、農業を担うといった試みへと発展させることも重要である。

第2 活動展開方向

東員町では稲作を基幹作物とした多様な農業が展開されている。

そこで、水稲、露地野菜、大豆など土地利用型農業については、土地保有の現状からみて、利用権の認定・移転などによる農地の集積が課題となる。このため、地域内の意欲ある農業経営体は、地域内からを基本に、地域の実情に応じた効率的かつ安定的な農業経営体(中核的意欲ある農業経営体、青年等新規就農者、定年退職者など)を確保、育成する。また、地域内等の農地の流動化を円滑に進めるため、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業を支援する。原則として、旧村を一つの集団農地として集落の合意を基盤に農地の流動化を行い、農地を効率的かつ安定的な農業経営体へ集積を行う。

このため、集落座談会などを通じ、集落の農業を考えるきっかけとして、農地中間管理事業を中心に集落の足並みを揃えて、農地集積等経営基盤の強化のための集落単位での合意形成を支援する。

第3 その他

この基本構想に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

1 この基本構想は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。